

# 介護保険料額について

問い合わせ先  
健康介護支援課  
社会長寿班  
☎52-9280

## 65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料(令和2年度)

令和2年度の介護保険料につきましては、令和元年10月の消費税率引上げに伴い、介護保険料の低所得者軽減が強化されています。軽減に必要な費用は公費で賄われ、国が2分の1、県と市が4分の1ずつ負担します。令和元年度と比べて第1段階の方は5,200円、第2段階の方は8,600円、第3段階の方は1,700円、年間保険料が軽減されています。

## 香美市の介護保険料(第1号被保険者)

所得段階	対象者	保険料率	年額保険料
第1段階	高齢福祉年金の受給者で、本人および世帯全員が住民税非課税の場合 生活保護の受給者 本人および世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下	0.30%	20,700円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額+合計所得金額が80万円を超え120万円以下	0.45%	31,100円
第3段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額+合計所得金額が120万円を超える	0.75%	51,800円
第4段階	本人が住民税非課税 課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下	0.85%	58,700円
第5段階	本人が住民税非課税 課税年金収入額+合計所得金額が80万円を超える	1.00%	69,000円
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満	1.15%	79,400円
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円以上200万円未満	1.30%	89,700円
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上300万円未満	1.55%	107,000円
第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額が300万円以上	1.80%	124,200円

## 納付が困難な場合は、お早めにご相談ください。

災害・倒産・病気等により生活が著しく困窮し、納付が困難な場合には、申請により保険料が徴収猶予または減免されることがあります。また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等により介護保険料(令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限がある第1号保険料)を納めることが困難な方に対しては、次の基準に該当する場合に保険料が減免されることがあります。

- ①新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った65歳以上の被保険者
  - ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下「事業収入等」という)の減少が見込まれ、次のア及びイに該当する65歳以上の被保険者
- ア 事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上。
- イ 減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下。

# 新型コロナウイルス感染症の影響により 国民年金保険料の納付が困難な方へ



新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売り上げの減少などにより所得が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料免除申請が可能となりました。

### 【対象となる方】※いずれにも該当する方

- ①令和2年2月以降に、新型コロナウイルスの影響により業務が失われるなどにより収入が減少した方。
- ②令和2年2月以降の所得の状況からみて、当年中の所得見込額が国民年金保険料免除基準相当および学生納付特例基準相当になることが見込まれる方

免除等の判定においては、世帯主および配偶者(納付猶予は配偶者のみ)も審査の対象になります。また、申請者本人のほか、世帯主や配偶者が①と②に該当する場合にも、この簡易な手続きによる国民年金保険料免除の申請ができます。

### 【対象期間】

- 一般の方 令和2年2月分から6月分まで(令和2年7月以降は改めて申請が必要です)
- 学生の方 令和2年2月分から令和3年3月分まで

### 【申請方法】

市民保険課または南国年金事務所へ申請書と必要書類を提出ください。

### 【申請に必要な書類】

- ・国民年金保険料免除・納付猶予申請書および学生納付特例申請書
- ・所得の申立書(簡易な所得見込額の申立書(臨時特例用))
- ・学生の方は学生証のコピー

### ■問い合わせ先

南国年金事務所 ☎088-864-1111  
市民保険課 ☎53-3115

# 新型コロナウイルス感染症に関連した法務大臣メッセージ

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者・濃厚接触者、医療従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別は決してあってはなりません。

法務大臣メッセージは、YouTube 法務省チャンネル (<https://youtu.be/RYS00qCxo-0>) をご覧ください。

法務省の人権擁護機関では、新型コロナウイルス感染症に関連する不当な差別、偏見、いじめ等の被害に遭った方からの人権相談を受け付けています。

困った時は、一人で悩まず、私たちに相談してください。

### ■問い合わせ先

高知地方法務局人権擁護課  
☎088-822-3503

【電話受付時間】平日午前8時30分～午後5時15分

様々な人権問題についての相談はなんでも

**みんなの人権110番** ☎0570-003-110

いじめ・虐待(ごやくだい)など子どもの人権問題に関する相談はこちら

**子どもの人権110番** ☎0120-007-110

家庭内暴力など女性の人権問題に関する相談はこちら

**女性の人権ホットライン** ☎0570-070-810

インターネットでも人権相談を受け付けています

**インターネット受付** <https://www.jinken.go.jp/>

人権イメージキャラクター  
AKENもも星 AKENあゆみちゃん